

特別職の職員の給料等の支給に関する要綱

制定 令元. 12. 13 人事給 25

(趣旨)

第1条 この要綱は、特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年大阪市条例第9号)。

以下「条例」という。) 第7条に基づき給与の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(給料の支給日)

第2条 給料は、月の初日から末日までの期間について支給するものとし、特別の事情のない限り、給料等の支給に関する規則(昭和56年大阪市規則第29号)。以下「支給規則」という。) 第2条又は第3条に定める日に支給する。

(給料の支給方法)

第3条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給する。

2 職員が離職し又は死亡したときは、その月の末日までの給料を支給する。ただし、支給規則第4条各号に規定する事由より離職したときは、その離職の日までの給料を支給する。この場合において、同条各号に掲げる法律、条例その他の規程については、職員が支給規則第4条の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)であつたとみなして適用するものとする。

3 前2項の規定により給料を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外

のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その月について支給すべき給料の額は、その月の現日数を基礎として日割により支給する。

(手当の支給方法)

第4条 条例第3条に規定する手当を支給する場合にあっては、職員が一般職の職員であったとみなして職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）その他一般職の職員に適用のある給与に関する条例、規則その他の規程の規定の例により支給する。

(給与の支給額の端数計算)

第5条 条例に基づく給与の種類ごとの支給額について1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

附 則

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。